

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定申請手数料

令和6年10月1日(火)から下表のとおり、手数料が変わります。

【新築の場合】

1 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料【法第5条第1項～第5項】

表		区分	登録住宅性能評価機関の審査を受けた場合 (確認書または住宅性能評価書を添付)	登録住宅性能評価機関の審査を受けていない場合
共同住宅等	一戸建ての住宅		9,000円	45,000円
	～5戸		17,000円	108,000円
	6戸～10戸		28,000円	173,000円
	11戸～30戸		48,000円	342,000円
	31戸～50戸		77,000円	612,000円
	51戸～100戸		117,000円	1,053,000円
	101戸～200戸		200,000円	1,949,000円
	201戸～300戸		253,000円	2,784,000円
	301戸～		287,000円	3,411,000円

(注1)一戸建ての住宅は、住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限ります。(例:店舗併用住宅は含まれません。)

(注2)設計住宅性能評価書による認定は、建築基準法施行令第82条の5の規定による限界耐力計算以外の構造計算によるのものに限ります。

2 長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料【法第8条第1項】

表1又は表2の金額の2分の1の額

3 変更(譲受人の決定)の認定手数料【法第9条第1項】

一件につき	1,500円
-------	--------

4 地位の承継の承認申請手数料【法第10条第1項】

一件につき	1,000円
-------	--------

5 認定に併せ建築基準法の建築確認審査を受けようとする場合の手数料

認定申請手数料	基本 加算	表1又は表2 表3
---------	----------	--------------

【増築、改築又は既存の場合】

1 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料【法第5条第1項～第7項】

表		区分	登録住宅性能評価機関の審査を受けた場合 (確認書または住宅性能評価書を添付)	登録住宅性能評価機関の審査を受けていない場合
共同住宅等	一戸建ての住宅		14,000円	68,000円
	～5戸		26,000円	162,000円
	6戸～10戸		43,000円	259,000円
	11戸～30戸		72,000円	513,000円
	31戸～50戸		115,000円	919,000円
	51戸～100戸		176,000円	1,580,000円
	101戸～200戸		300,000円	2,923,000円
	201戸～300戸		380,000円	4,177,000円
	301戸～		431,000円	5,177,000円

6 建築確認申請手数料(本市に建築確認申請をする場合の手数料)

表	建築物の申請延べ面積	確認申請
	30㎡以内	8,000円
	30㎡超 ～ 100㎡以内	15,000円
	100㎡超 ～ 200㎡以内	23,000円
	200㎡超 ～ 500㎡以内	40,000円
	500㎡超 ～ 1,000㎡以内	72,000円
	1,000㎡超 ～ 2,000㎡以内	105,000円
	2,000㎡超 ～ 10,000㎡以内	212,000円
	10,000㎡超 ～ 50,000㎡以内	348,000円
	50,000㎡超	605,000円

【問合せ先】

〒305-8555 つくば市研究学園1-1-1
つくば市都市計画部建築指導課建築指導係
TEL 029-883-1111 (内) 3130 3131